

第1回匝瑳市市民憲章検討委員会

— 会議結果概要 —

○開催日時 平成20年7月14日（月）午後1時30分～2時35分

○場 所 匝瑳市役所議会棟2階第2委員会室

○出席委員 10人（別紙名簿のとおり）

○欠席委員 なし

○市出席者 江波戸市長

（事務局／企画課）木内課長、市原副主幹、菊間主査補

1 開 会

2 委 嘱 書 交 付 江波戸市長から各委員へ

3 市長あいさつ

市民憲章は、先の合併協定により「新市において定める」と決定されています。

市民憲章は、市民1人ひとりに匝瑳市への誇りと愛着を持っていただき、より良いまちにするため、制定するものであり、将来にわたる市民共通の尊い目標となるものです。合併前の旧八日市場市において平成4年4月に制定されていましたが、このたび匝瑳市としての市民憲章を改めて制定します。

匝瑳市は、平成18年1月23日の合併から早くも2年半が経過します。

この間、市民の皆様に御協力を頂きながら、市章の制定や7つの都市宣言、市の花・木・鳥の指定などを行いました。

また、このほど匝瑳市総合計画を策定し、市の将来都市像を「海・みどり・

ひとがはぐくむ活力あるまち」と定めたとともに、5つの基本目標を掲げ、現在、さまざまな取り組みを行っているところです。

さらに、このたび市民共通の誓いとなる市民憲章を制定することで、市民の皆様と一体となったまちづくりの推進を期待するものであります。

委員の皆様方におかれては、このような趣旨のもと、匝瑳市にふさわしい市民憲章の制定について、御検討をお願いします。

大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、制定作業が円滑に進みますよう御協力ををお願いします。

4 委員自己紹介 名簿掲載順により自己紹介

5 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

※委員の互選により委員長に及川一好委員、副委員長に齋藤光雄委員が選出された。

(2) 市民憲章制定要領（案）について

<事務局説明>

制定の趣旨は、市民一人ひとりに匝瑳市への誇りと愛着を持っていただき、より良いまちにするとともに、市民の一体感の醸成を図るため、市民共通の尊い目標である市民憲章を制定するということである。

制定の基準は、①市民共通の尊い目標であること、②市民にとって親しみやすく印象深く感じられること、③簡潔でわかりやすいこと（小学生でも理解できること）、④音読したときに心地よく耳に入ってくること、⑤できるだけ外来語を使わないこと、と定めている。

制定方法について、近年においては行政のみで物事を決めるというのではなく、多くの市民に協力を頂きながら進めていくという時代背景であることから市民に協力を求めながら策定していくことを基本とする。

まず、市民憲章文案の公募を行うが、これは、広報そうさ、ホームペー

ジ等により、広く市民から市民憲章の文案を募集する。応募は1人何点でも可とする。

併せてパブリックコメントを実施する。パブリックコメントは案の段階で市民に公表して意見を募集するという手法である。市民憲章の素案がまとまった時点で実施したいと考えている。

また、本日から開催している匝瑳市市民憲章検討委員会において、市民憲章の制定に関する検討を行っていく。検討委員会は概ね4回程度の開催を予定している。

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果については市長へ報告する。

また、検討委員会における検討結果については、市長が主宰する庁内組織である庁議を開催し、最終的には庁議において市民憲章を決定する。

庁議決定後には、広く一般にお知らせするため、市民憲章の制定に係る告示を行う。

また、市民憲章の制定については、広報そうさ及びホームページでも公表するとともに、議会へ報告するものとする。

応募された中から優秀な作品については、記念品を贈呈する。優秀作品の審査は、匝瑳市市民憲章検討委員会において行う。

※市民憲章制定要領（案）について、特に意見や質問はなく、原案どおり承認された。

(3) 市民憲章制定スケジュール（案）について

<事務局説明>

まず、平成20年7月は、本日、第1回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催である。委嘱書の交付、委員長及び副委員長の選出のほか、議事として、市民憲章制定要領（案）、市民憲章制定スケジュール（案）、市民憲章文案募集要領（案）について審議していただく。

8月1日から8月31日までの1か月間においては、広報そうさ8月号及びホームページにより市民憲章文案を募集する。応募は1人何点でも可とする。

応募方法は、匝瑳市役所企画課企画調整班あてに、郵送、Eメール、FAX又は持参するか、主な公共施設に設置する応募箱への投函によるものとする。主な公共施設については、市役所本庁舎、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八日市場公民館、ふれあいパーク八日市場の5か所とする。

9月から10月にかけては、第2～3回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催を予定している。市民から応募された市民憲章の文案をたたき台として検討し、第3回検討委員会までに市民憲章の素案を作成する。

11月1日から11月20日にかけては、パブリックコメントを実施し、市民憲章の素案に対する市民意見を募集する。

12月には最終回となる第4回匝瑳市市民憲章検討委員会を開催し、最終的な市民憲章（案）をまとめ、検討委員会による検討を終了する。

その後、匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果を市長に報告する。

年が明けて1月には、匝瑳市市民憲章検討委員会での検討による市民憲章（案）について、庁議を開催し、最終的に市民憲章を決定する。

決定後、市民憲章の制定に係る告示を行う。

3月には広報そうさ3月号及びホームページにより市民憲章の制定を公表するとともに、市議会3月定例会に報告する。

また、市民に披露するため、市民憲章碑を設置するとともに除幕式を行う。併せて、市民憲章の印刷物を作成し、パネルにて主な公共施設に掲示する。

最後に、応募された中から優秀な作品について記念品を贈呈する。

このような流れで市民憲章を制定していきたいと考えている。

※市民憲章制定スケジュール（案）について、特に意見や質問はなく、原案どおり承認された。

(4) 市民憲章文案募集要領（案）について

<事務局説明>

応募資格は、匝瑳市在住者とし、年齢は不問とする。

応募基準は、制定要領中の制定基準を基本としており、①市民共通の尊い目標であること、②市民にとって親しみやすく印象深く感じられること、③簡潔でわかりやすいこと、④音読したときに心地よく耳に入ってくること、⑤できるだけ外来語を使わないこと、としている。

応募方法は、応募用紙に市民憲章の文案と、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、年齢、性別、電話番号、職業（学校名）を記入する方式とする。ただし、必要事項を記入すれば、応募用紙以外でも応募可とする。

応募は1人何作品でも可とし、応募用紙は、匝瑳市役所企画課企画調整班あてに、郵送、Eメール、FAX又は持参するか、各公共施設に設置の応募箱へ投函するものとする。

応募期間は、平成20年8月1日（金）から8月31日（日）[必着]とする。

選考方法として、応募された文案は、匝瑳市市民憲章検討委員会において選考し、優秀な文案には記念品を贈呈する。選考作品の著作権は市に帰属し、作品を補作する場合があるものとする。これは、若干の手直しが必要になる場合を想定している。

決定した市民憲章は、広報そうさ及びホームページで発表する。

なお、募集チラシには、参考として平成4年に制定した八日市場市民憲章を掲載しているが、これについては、説明のみの場合、市民憲章のイメージがわからないのではないかとということで掲載したものである。

<主な意見・質問>

- 募集要領の選考方法の中に、「作品を補作する場合があるものとする」とあるが、応募作品の中で優秀なものをある程度修正するのか、それとも、いくつかの応募作品の一部を切り貼りして案を作るのか、どのような方法を想定しているのか。

- 優秀作品を選考したとしても、そのまま市民憲章（案）とするのではなく多少なりとも修正が必要になる。この場合、最優秀作品を修正し、市民憲章の素案を整えていくような方法がとれないか考えている。

ただし、一つのまとまった優秀な文案がなければ、いくつかの応募作品の良い部分を切り貼りするという方式も想定される。

- この段階では、あまり細かく決めておかないほうがよいのではないか。応募が終了した段階で、本当によい作品があればそれを基にすればよいし、なければ切り貼りということでもよいと思う。
- 現時点ではどのような作品が応募されるのか、文案の内容や応募数などが想定できない。募集の文面の中に八日市場市民憲章を参考として掲載したが、全国的には八日市場市民憲章のような前文と5箇条の主文から成る市民憲章でないものもかなりある。このようなことから、今回の募集の際には文案の形式までは定めていない。したがって、1行や2行程度の文案もあるだろうと思われるので、応募作品を見ながら検討していきたい。
- 応募作品の一部を切り貼りして市民憲章の素案とした場合は、おそらく応募時の作品とはかなり異なった形態になると思われる。この場合の優秀作品の選考はどのようにしたらよいか。
- 御指摘の状況は想定される。記念品を何点と決めてないのはこのような場合も加味しているためでもある。優秀作品の選考にあたって、こうした場合は柔軟に対応していただき、できる限り序列をつけていければと考えている。
- 広報そうさにおいて文案を募集する際は、PRの仕方を工夫してほしい。ページの隅のほうに小さく掲載されると見落とす場合があるので、その点について考慮していただきたい。
- 確かに掲載箇所によっては見落としもあるかと思われる。できるだけ御意見に沿うように調整していきたい。また、ほかにも防

災行政無線等でお知らせすることも可能だと考える。いずれにしても、募集は1か月と短い期間なのでPRに努めていきたい。

- 優秀作品を選考する際に応募者の住所、氏名等があると選考に支障を来たすのではないか。このため、検討委員に応募作品を提示する際には、応募者の個人情報除外し、作品のみを提示したほうがよいのではないか。
- 検討委員に応募作品を提示する際は、応募者の個人情報は伏せるようにしたい。
- 募集の文面に八日市場市民憲章を参考例として掲載するということであるが、これを載せるとほとんど似たような文案ばかりが応募されるのではないか。
- 応募は前例にないものであってもよいと思う。1行でももちろんよい。参考例がないほうが発想が豊かになると思う。自由な発想で応募していただくのが大切である。

※市民憲章文案募集要領（案）について、「<参考>八日市場市民憲章」は掲載せずに募集することとされた。

(5) その他

文案募集は8月末までであるため、第2回市民憲章検討委員会は応募結果がまとまり次第、9月中に開催したいと存じます。

6 閉 会